

憲法しんぶん速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

第193号

2008年4月21日

Tel 03-3261-9007
Fax 03-3261-5453

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
HPサイト <http://www.kenpoukaigi.gr.jp/>

憲法会議は、21日、名古屋高等裁判所の自衛隊イラク派兵差し止め訴訟判決について見解を発表しました。

イラク派兵違憲判決に従い、自衛隊の即時撤退

「海外派兵・武力行使恒久法」制定作業の中止を強く要求する
—名古屋高等裁判所の自衛隊イラク派兵差し止め訴訟判決にあたって—

2008年4月21日
憲法改悪阻止各界連絡会議

2008年4月17日、名古屋高等裁判所は、自衛隊のイラク派兵差し止め訴訟の控訴審判決で、航空自衛隊の空輸活動は憲法違反だとする画期的な判決を下しました。

判決は、バグダッドはイラク特措法にいう戦闘地域に該当し、航空自衛隊が「掃討作戦」を展開する米軍などの多国籍軍の武装兵員を輸送することは、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるをえない、としました。そして、その認定の上に、航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、同法に違反し、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる、と明快に断じました。

また、憲法前文に定める平和的生存権は、すべての基本的人権の基底的権利であって、裁判所に保護・救済を求め、発動を請求することができる意味で、具体的な権利性を有する、としました。

これまで政府は、イラクへの自衛隊の派遣について、「自衛隊の活動するところが非戦闘地域だ」（小泉首相）、「バグダッド空港などは非戦闘地域」（塩崎官房長官）などと説明し、「武力行使目的による『海外派兵』は許されないが、武力行使目的でない『海外派遣』は許される」（1980年10月28日政府答弁書）という見解をもとに、自衛隊の活動は武力行使と一体のものではなく、憲法9条には違反しないとの主張を重ねてきました。

判決は、これらの主張を事実にもとづいて根本から否定したものです。政府にはこの判決に従って憲法を遵守すべき義務があり、ましてや、「そんなの関係ねえ」（4月18日田母神俊雄航空幕僚長）と無視・やゆする態度は、立憲主義をふみにじるもので到底許されないものです。憲法会議は、福田内閣に、直ちにイラクから航空自衛隊を撤収させることを断固として求めます。また、米軍の「掃討作戦」を「支援」することが否定されたいま、自衛隊自身が「掃討作戦」を行うことすら視野に入る「海外派兵・武力行使恒久法案」が、憲法9条に照らして許されることはますます明白です。政府、自民党による同法案制定作業を即刻中止するよう、強く要求します。

平和を願う広範な人たちに感動をもって迎えられた判決の背景には、第2次世界大戦における戦争の悲惨な体験と、その反省から生まれた平和への希求、9条を守り続けたいとする国民の大きく深いエネルギーがあります。他方で、この間の自衛隊の海外派兵反対、改憲阻止の世論と運動の大きな前進があります。憲法会議は、この国民の平和への希求を確信にし、この判決を力にして、あらゆる自衛隊の海外派兵に反対し、憲法9条を守るために、当面する5・3憲法集会の成功をめざすとりくみを始め、諸活動に全力を挙げる決意です。

以上